

分 別 収 集 計 画

交 野 市

令和4年7月

目 次

1. 計画策定の意義	(1)
2. 基本的方向	(1)
3. 計画期間	(1)
4. 対象品目	(1)
5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)	(1)
6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)	(2)
7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該 容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)	(3)
8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込み (法第8条第2項第4号)	(4)
9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適 合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定め る物の量の見込みの算定方法	(5)
10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)	(5)
11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)	(6)
12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	(6)

1. 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、最終処分場にいたっては、大阪湾広域臨海環境整備センターに頼らざるを得ない状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(以下「法」という)第8条に基づいて一般廃棄物の太宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・行政それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2. 基本的方向

本計画を実施するにあたっての基本的方向を以下に示す。

- ① 市民・事業者・市が一体となって、ごみ減量化とリサイクル推進を図る。
- ② 循環型社会を形成し、地域環境の保全を図る。

3. 計画期間

計画期間は容器包装廃棄物の分別収集に関する省令第3条に基づき、令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器(無色、茶色、その他)、飲料用紙容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み (法第8条第2項第1号)

(単位：t)

年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
容器包装廃棄物量	3,807	3,799	3,792	3,784	3,777

スチール製容器	91	90	90	90	90
アルミ製容器	111	111	110	110	110
ガラス製容器（無色）	242	241	241	240	240
ガラス製容器（茶）	232	231	231	230	230
ガラス製容器（その他）	211	211	211	210	210
飲料用紙容器	70	70	70	70	70
段ボール	594	593	592	591	589
その他の紙製容器包装	443	442	441	440	440
ペットボトル	342	342	341	340	340
その他のプラ製容器包装	1,470	1,467	1,464	1,462	1,459
（うち白色トレイ）	40	40	40	40	40

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項 (法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制のため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては、市民・事業者・再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

- ① 交野市ごみ減量化・リサイクル推進市民会議（交野市4R市民会議）
各行政区から推薦された市民で組織され、市民自らの生活環境を守る問題として、ごみ減量、リサイクル推進に対する意識高揚、良好な環境づくり等を協議し、実践する。
- ② 環境教育・啓発活動
地域社会の場における出前講座や学校での環境教育をはじめ、市イベント等での啓発活動を行うほか、市広報紙やホームページなどの媒体等による啓発を実施する。また、学校や市民に選別施設等の見学を促し、リサイクルに対する意識高揚を図る。
- ③ マイ・バッグ運動の推進
買い物袋を持参するマイ・バッグ運動を通じて、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発を実施し、スーパーマーケット等小売店での容器包装使用の合理化を行う。

④ 交野市プラスチックごみゼロ宣言

令和元年7月7日に交野市プラスチックごみゼロ宣言を行い、プラスチックごみの削減の啓発等を行う。

⑤ 再生資源製品、リユースの推進

リターナブル容器、再生資源を原材料とした製品の積極的な利用と販売の促進をはかる。

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定め、収集に係る分別の区分を下表右欄のように定める。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶・ビン・乾電池
主として ガラス製の容器 <ul style="list-style-type: none"> — 無色のガラス製容器 — 茶色のガラス製容器 — その他の色のガラス製容器 	缶・ビン・乾電池
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック（拠点回収） 新聞紙・雑誌・段ボール等
主として段ボール製の容器	段ボール（拠点回収） 新聞紙・雑誌・段ボール等
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	新聞紙・雑誌・段ボール等
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	ペットボトル・プラスチック製容器包装（廃プラ）
主としてプラスチック製の容器包装で上記以外のもの	ペットボトル・プラスチック製容器包装（廃プラ）

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t）

内訳	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
	引渡量	独自量	引渡量	独自量	引渡量	独自量	引渡量	独自量	引渡量	独自量
主としてスチール製の容器	68		67		67		67		67	
主としてアルミ製の容器	57		56		56		56		56	
無色のガラス製容器	147		147		147		146		146	
	0	147	0	147	0	147	0	146	0	146
茶色のガラス製容器	109		109		109		108		108	
	0	109	0	109	0	109	0	108	0	108
その他の色のガラス製容器	91		90		90		90		90	
	91	0	90	0	90	0	90	0	90	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	9		9		9		9		9	
主として段ボール製の容器	1		1		1		1		1	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	—		—		—		—		—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	65		65		65		65		65	
	65	0	65	0	65	0	65	0	65	0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	976		974		971		969		966	
	976	0	974	0	971	0	969	0	966	0
（うち白色トレイ）	—		—		—		—		—	
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

(特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み)

$$= (\text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績}) \times (\text{人口変動率})$$

令和5年度から令和9年度までの5年間の人口変動率は、平成30年から令和3年度の各年変動割合の平均値から、次のとおり設定した。

[人口変動率]

※各年度の人口は9月末現在

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
77,100人 (平成30年度比) 99.8031%	76,900人 (対前年度比) 99.8031%	76,700人 (対前年度比) 99.8031%	76,500人 (対前年度比) 99.8031%	76,300人 (対前年度比) 99.8031%

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集区分を活用して行う。

なお、現在、自治会や市民団体による集団回収に取り組んでいる地域については、引き続きこれらの団体による分別収集と併せて実施することとする。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集運搬	選別・保管等
金属	スチール製容器		定期収集 集団回収	一部事務組合 民間事業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	空缶・空ビン・乾電池等	定期収集	一部事務組合
	茶色のガラス製容器			
	その他の色のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	拠点回収 集団回収	民間事業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル及びその他のプラスチック製容器包装 (白色トレイ含)	定期収集	一部事務組合
	その他のプラスチック製容器包装			

11. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

空缶・空ビンの収集については、空缶・空ビン・乾電池等として定期収集を行い、ペットボトルとその他のプラスチック製容器包装についても、それぞれ一部事務組合（四條畷市交野市清掃施設組合）（北河内4市リサイクル施設組合）で選別・圧縮梱包・保管の継続しており、民間業者で処理している飲料用紙製容器についても現状の体制を継続するため、当面新たな施設の設置予定はない。

12. その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ・自主的な地域での4R活動を推進していくため、交野市ごみ減量化・リサイクル推進市民会議を設置し、各地区1名以上の同委員を選任し、これら委員の協力を得ながら地域の容器包装廃棄物の再資源化の促進を図る。
- ・自治会等の市民団体による集団回収を促進するため、調査協力団体への集団回収袋の配付を行う。
- ・毎年度、分別収集計画記載事項の実績を確認、記録し、計画改定時には、その記録を基に事後評価を行う。